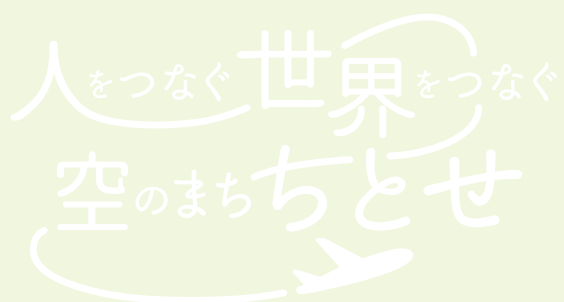


第1章

序論



1 計画策定の趣旨

これまで千歳市では、昭和38年(1963年)の「千歳市総合建設計画」から「千歳市第6期総合計画」まで、6期にわたって「総合計画」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

その後、平成23年(2011年)の地方自治法改正により、総合計画の基本部分となる「基本構想」の策定義務が廃止され、総合計画の策定は各自治体の任意によるものとなりましたが、全国的に少子高齢化や人口減少が進み、社会経済情勢等が急速に変化する中、まちの持続的な発展と市民生活の向上を目指すため、「千歳市第7期総合計画」を策定し、令和の時代を迎えた千歳市の新たなまちづくりの指針とします。

2 計画の位置付け

千歳市では総合計画を次のように位置付けます。

まちづくりの 最上位計画

千歳市のまちづくりにおける最上位計画とし、分野別の個別計画を策定する際には、その方向性等について、総合計画と整合を図ります。

市内外にまちづくりの 方向性を示す計画

行政内部はもとより、市民や他の自治体等に対し、千歳市の特性や長期的な展望に基づくまちづくりの目標とその実現方法を示すものとします。

行政運営の 指針となる計画

まちづくりに関する全ての分野を対象とし、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針とします。

市民等の 活動を支える計画

行政と市民や市民活動団体等の協働により、まちづくりを進めていくため、市民等に対し、まちづくりへの参画方法や活動に対する支援の方向性を示すものとします。

3 計画策定の視点

千歳市第7期総合計画の策定に当たって重視した点は次のとおりです。

1.千歳市が持つ資源・特性を生かし、持続的な発展を目指す計画

千歳市は、道内において数少ない人口増加を続けるまちです。今後も、「住みよい・過ごしやすい魅力的なまち」として発展するためには、千歳市の持つ資源や特性を最大限に生かすとともに、持続可能な財政基盤を確立することが必要です。

そのため、千歳市の強みや弱みを踏まえた選択と集中によるまちづくりを進め、持続的な発展を目指す計画としました。

2.わかりやすく実効性のある計画

限られた経営資源の中、まちづくりを効果的に進めていくためには、市民にまちづくりの目標をわかりやすく示すとともに、実効性のある計画とすることが必要です。

そのため、この計画が目標とする「まちの姿」を市民がイメージできる計画とするとともに、財政計画や行政評価と連動しながら効果的・効率的に事業を展開する計画としました。

3.社会経済情勢等の変化に対応できる計画

千歳市第7期総合計画の計画期間半ばには、団塊の世代*が75歳以上の後期高齢者となるほか、新千歳空港の民間委託やボールパーク構想など、市内外で大型事業が進められており、千歳市を取り巻く環境は大きな変革期を迎えます。

また、情報通信技術や国際化などが想定を上回るスピードで進展しており、これら社会経済情勢等の変化を敏感にとらえ、適切に施策を展開できる計画としました。

4.多くの声を反映させた計画

「住みよい・過ごしやすい 魅力的なまち」を目指すためには、市民がどのようなまちを望んでいるのかを把握することが重要です。

千歳市は、転出入が多いほか、市外から通勤・通学している方も多く、また、市内に居住する外国人が増加傾向にあるなど、千歳市に求められるニーズは多様化しています。

そのため、幅広い年代の市民や市内で活動する各種団体、市外から千歳市へ通勤・通学している方、公募市民を委員とする都市経営会議などから多くの「声」を集め、多様なニーズに対応できるまちの実現を目指す計画としました。

用語解説

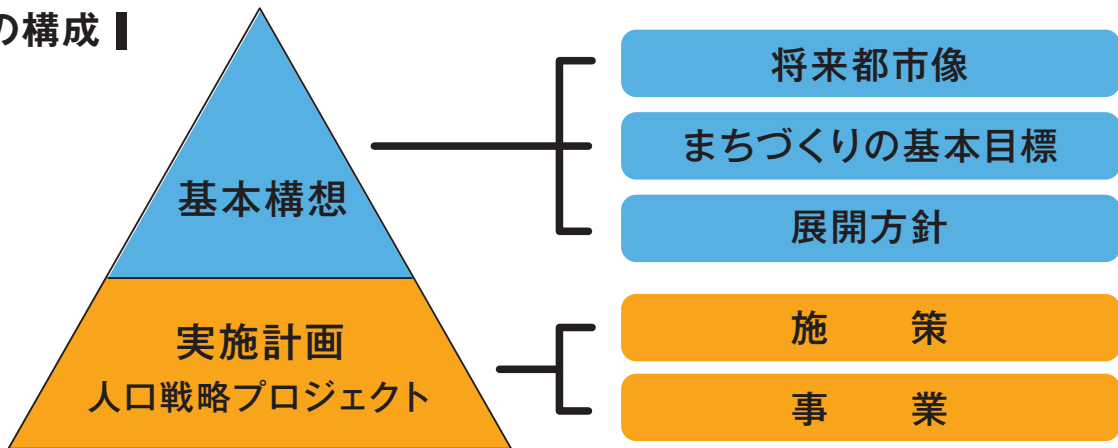
※ **団塊の世代**: 第二次世界大戦直後、第一次ベビーブームが起きた昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)に生まれた、特に人口が多い世代のこと。

4 総合計画の構成と期間

千歳市第7期総合計画は、「基本構想」と「実施計画」により構成します。

また、総合計画に定める各種施策・事業のうち、人口増加に特化したものを「人口戦略プロジェクト」と位置付け、これを千歳市における地方版総合戦略*とします。

計画の構成



基本構想

基本構想は、千歳市を取り巻く社会動向や地域の現状と課題、市民の声などを踏まえ、目指すべき将来都市像や人口の将来展望、まちづくりの基本目標、それに向けた施策展開について基本的な考え方や方向性を示しています。

基本構想の目標年次は令和12年度(2030年度)としますが、社会経済情勢の急激な変化や人口の将来展望を大きく見直す必要が生じたときなどは、必要に応じて見直しを行います。

実施計画

実施計画は、基本構想を実現するための施策や事業等を示しています。

実施計画の計画期間は3年間とし、社会経済情勢や市民ニーズ、事業の進捗状況や施策の評価結果、財政状況等を踏まえ、毎年見直しを行います。

なお、人口戦略プロジェクトは、実施計画の一部であり、まちの活力の源である人口の増加を維持するため、分野横断的に取り組む施策や事業を示しています。

計画の期間

令和3年度(2021)	4年度(2022)	5年度(2023)	6年度(2024)	7年度(2025)	8年度(2026)	9年度(2027)	10年度(2028)	11年度(2029)	12年度(2030)
基本構想 目標年次: 令和12年度(2030年度) 必要に応じて見直し									
実施計画(第1期) 令和3年度~5年度									
↳	実施計画(第2期) 令和4年度~6年度								
毎年度見直し ↳	実施計画(第3期) 令和5年度~7年度								

用語解説

* **地方版総合戦略**: 人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方自治体が各地域の実情に応じた目標や基本的方向等を取りまとめた計画のこと。